

令和7年度やつしろ結婚サポートセンター運営業務仕様書

本仕様書は、八代市が「令和7年度やつしろ結婚サポートセンター運営業務（以下「本業務」という。）」の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務委託名

令和7年度やつしろ結婚サポートセンター運営業務委託

2 業務目的

結婚を希望する若者の出会いを支援し、結婚への相談支援、会員登録によるマッチング等を行い、相談から結婚まで総合的な支援を行う。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務内容

事業受託者は、結婚支援の取組を行う拠点として、やつしろ結婚サポートセンター（以下「センター」という。）を市内の事務所等に設置し、結婚希望者を対象として、次の（1）から（5）の業務を行う。

なお、センターの愛称については、提案することとし、市と協議し決定すること。

（1）結婚等に関する相談支援

- ① 相談員の配置により、結婚を希望する当事者及び家族等の結婚相談対応を行うとともに、会員登録への助言、支援を行うこと。
- ② センターは契約締結後1ヵ月を目安として設置し、履行期間満了日まで開設することとする。
- ③ 週5日程度開所することを想定しており、開所する時間や曜日については、利用者が利用しやすい時間を設定すること。また、土日祝日は可能な限り開所すること。
- ④ 相談の方法は、電話、メール、オンラインツール等の複数の方法で対応することとし、利用者が相談しやすい方法及び環境を整えること。
- ⑤ 必要に応じて婚活に関する情報提供を行うこと。

（2）会員登録及び登録会員のマッチング支援

- ① 会員登録にあたっては、入会を希望する者の氏名、年齢、職業、年収等について、受託者及び会員間で問題やトラブルが生じないよう、十分に確認すること。

また、会員登録料は、無料とすること。

- ② 登録会員に対して、マッチング支援によりパートナーの紹介を行うこと。
- ③ 単なるお見合いの斡旋にならないよう、相談支援を通して婚活のアドバイス、マッチング、アフターフォローまで、一人一人の登録会員に寄り添った対応をすること。
- ④ 登録会員として、センターを利用する者は、次の要件をすべて満たす者とする。
 - ア 男性・女性ともに、市内に住民登録があるまたは市内の事業所等に勤務する20歳代から40歳代の独身者
 - イ 結婚を希望し、センターの提供するサービスを利用する意思のある独身者
- ⑤ マッチングシステム等については、受託者が従来運営するシステム等を利用することも差し支えないものとする。
- ⑥ 登録会員に対し、定期的に満足度等について、アンケート調査を実施し、現状や希望の把握を行うとともに、市へ報告すること。

(3) 結婚に関するセミナー、イベント等の企画・開催

- ① 結婚を希望する独身男女の出会いの場の創出を目的としたセミナー、イベント等を企画し、開催すること。
- ② 開催回数は、年2回以上とする。
- ③ セミナー、イベント等の開催時期（年月）、時間、対象年齢、定員、会場、参加料、実施内容等について、提案者が開催ごとに設定して提案すること。
- ④ 参加料として、飲食代・材料費・体験代等の実費相当分は参加者から徴収しても差し支えないが、金額は市と協議の上決定し、料金の管理は受託者が行うこと。
- ⑤ 女性の参加申込者が少ないことが想定されるため、女性を集客できるように内容等を創意工夫すること。
- ⑥ 登録会員の要件等を偽って参加するなど、事業本来の趣旨を損なうことのないよう、厳正な運営を行うこと。
- ⑦ セミナー、イベント等の開催時にはアンケートを実施し、市へ報告すること。

(4) 会員募集やセミナー、イベント等の広報

- ① 多くの方に本事業への参加を促すとともに、センターの会員登録促進につながるよう効果的な広報を実施すること。
- ② セミナー、イベント等の広報は、様々な媒体を活用した広報活動を実施し、参加者の募集、申込受付を行い、募集定員の確保に努めること。
- ③ 広報の際には、市主催の事業であることが明確にわかるように表示し、広報の案は、事前に市と協議すること。
- ④ 受託者のホームページへの掲載、SNSの活用など、従来運営する広告ツールの

使用を妨げないが、広く市民に周知できる方法によること。

(5) 市との連携に関すること

- ① 定期的に受託者と市との連絡会を開催し、センター業務の実施状況の確認や改善策の協議を行うこと。
- ② 市の結婚支援施策に関して協力すること。

5 委託内容に関する留意事項

- (1) 結婚は個人の自由であり、強制されるものではないため、特定の価値感を押し付けるなど、プレッシャーを与えることがないように、個人の意思を尊重すること。
- (2) センターを騙る詐欺等の被害を防止するため、会員や会員になろうとする者への注意喚起を行うこと。

6 目標値

当該業務の実施にあたり履行期間において、次の目標値を達成できるよう努力、工夫すること。

- (1) 会員登録者数240人（男女各120人）を目標とする。
- (2) カップル成立組数（登録会員マッチングでのカップル成立組数とセミナー、イベント等でのカップル成立組数を合わせた数）40組を目標とする。

7 業務完了報告等

受託者は、本委託業務の年度末完了後、委託業務の内容をまとめた報告書（1部及びデータ一式）を市に提出することとする。

8 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、本業務を再委託する場合は、事前に再委託の範囲及び再委託先を市に提出し、協議、了解を得ることとする。

また、責任者の再委託は認めない。

なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。

9 受託者の責務

- (1) 受託者は、契約の履行にあたって業務の目的を十分理解した上で、最高の技量を発揮するよう努めなければならない。

- (2) 受託者は、業務を履行し得るに十分な人物・物的条件を整えるとともに、この仕様書のほか、市と協議に基づき、誠実にこれを履行しなければならない。
- (3) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守することとする。
- (4) 受託者は、成果物について第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証することとし、著作権に関して問題が生じたときは、市に不利益が生じないように受託者の責任において処理することとする。
- (5) 委託業務遂行のために市が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。
- (6) 受託者は、個人情報保護法や八代市個人情報の保護に関する法律施行条例等の関係法令を遵守し、本業務を進める上で知り得た情報を第三者に漏らしたり、他の目的に利用したりしてはならない。契約期間の終了または解除後も同様とする。

なお、個人情報の管理及び取扱状況の確認のため、市が立ち入り調査等を実施する場合、受託者は協力することとする。
- (7) 採用された企画及び成果物の著作権は、市に帰属するものとし、市が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。
- (8) 本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。
- (9) 委託事業の経理処理にあたっては、委託費の対象となる経費を明確に区別して処理すること。
- (10) 本事業実施関係者との調整、苦情、トラブルへの対応等の運営管理を行い、参加者からの意見等を必要に応じて随時報告すること。
- (11) 委託契約の満了等に伴い、受託者が変更になる場合は、市や次期受託者にセンターの運営に必要な情報等について、速やかに引き継ぐこと。
- (12) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書にない事項または疑義が発生した場合は、速やかに市と協議を行い、業務を実施することとする。
- (13) その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、市と協議の上、定めることとする。